

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(日曜日及び  
土曜日は、  
その翌日)

## 目 次

- ◇規 則 鳥取県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規  
則
- ◇告 示 公衆浴場入浴料金の統制額の改正  
土地改良法による換地計画の適否の決定(二件)
- ◇選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇公 告 調理師試験の実施  
宅地建物取引主任者資格試験の実施  
鳥取県警察官採用試験の実施

## 規 則

鳥取県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年八月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第四十九号

鳥取県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県中小企業高度化資金貸付規則(昭和四十三年三月鳥取県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第二十三条を第二十四条とし、第二十条から第二十二条までを一条ずつ繰り下げ、第十九条の次に次の一条を加える。

(貸付金の償還方法の変更)

第二十条 知事は借主又は、借主及びその連帯保証人が災害、経済事情の著しい変動その他特別の事情により貸付金を償還することが著しく困難であると認めるときは、貸付金の償還の方法を変更することができる。

2 第十六条の規定は、前項の規定による貸付金の償還の方法の変更について準用する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)

2 鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三商工指導課の項部長専決事項の欄第八号の二に(ウ)として次のように加える。

(ウ) 第二十条の規定による貸付金の償還の方法の変更

告示

鳥取県告示第六百八十三号

昭和五十年二月鳥取県告示第二百二十六号（公衆浴場入浴料金の統制額の指定について）の一部を次のように改正し、昭和五十年八月十一日から施行する。

昭和五十年八月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

婦人洗髪	二十円
------	-----

を

洗髪料 (十二歳以上の者)	二十円
------------------	-----

に改める。

鳥取県告示第六百八十四号

昭和五十年四月七日付けで西伯郡西伯町大字法勝寺三七二番地西伯町土地改良区から申請のあつた西伯地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年八月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間  
昭和五十年八月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所  
西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ることができ

鳥取県告示第六百八十五号

昭和五十年四月七日付けで西伯郡西伯町大字法勝寺三七二番地西伯町土地改良区から申請のあつた掛長地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年八月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間  
昭和五十年八月九日から二十日間

昭和五十年八月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ることができる。

### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第三十八号

昭和五十年第九回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十年八月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 日時 昭和五十年八月十一日(月)午後三時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 第一線指導者研修会の開催について

## 公 告

調理師法(昭和33年法律第147号)第3条第1項第3号に規定する調理

師試験を次のとおり実施する。

昭和50年8月8日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

#### 1 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で、調理師法施行規則(昭和33年厚生省令第46号)第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者

(2) 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者

(3) 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終わった者

(4) 調理師法施行規則附則第3項各号の一に該当する者

#### 2 試験の日時

昭和50年10月22日(水) 午前9時

#### 3 試験の場所

(1) 鳥取、郡家及び浜村の各保健所管内の受験者

鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁講堂

(2) 倉吉保健所管内の受験者

倉吉市蔵城 鳥取県中部総合事務所

(3) 米子及び根雨の各保健所管内の受験者

米子市統町1丁目 鳥取県西部総合事務所

米子市西福原444 米子保健所

(4) 県外に居住する受験者

上記各試験場のうち、受験者の希望する試験場

4 試験科目

- (1) 衛生法規
- (2) 公衆衛生学
- (3) 栄養学
- (4) 食品学
- (5) 食品衛生学
- (6) 調理理論

5 受験手続

- (1) 提出先
  - ア 県内居住者 住所地を管轄する保健所
  - イ 県外居住者 受験希望地を管轄する保健所
- (2) 提出書類
  - ア 受験願書 (別紙によること。)
  - イ 履歴書 (特に調理の業務に関する経歴を詳細に記入すること。)
  - ウ 最終学校の卒業証明書又は卒業証書の写し
  - エ 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したことを証する書類
  - オ 写真 (受験願書提出前6月以内に撮影した正面、脱帽、上三分身像のライカ版(3.5cm×2.5cm)とし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。)
- (3) 提出期間

昭和50年9月8日から昭和50年9月20日まで。ただし、郵送の場合

は、提出期間内の消印のあるものは、有効とする。

6 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 1,000円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付けること。この場合、消印しないこと。

7 携行品 筆記用具及び受験票

8 その他

- (1) 受験者は、試験当日午前9時までに試験場に出頭し、係員の指示を受けること。
- (2) 合格者の氏名は、試験後15日以内に所轄保健所に掲示するとともに、合格者には合格証書を交付する。

調 理 師 試 験 受 験 願

鳥取県知事 殿

収入証紙  
はり付け欄

下記のとおり調理師法第3条第1項第3号に規定する調理師試験を受  
けたいので、関係書類を添えてお願いします。

昭和 年 月 日 氏 名 印

記

本 籍		性 別	男 女
住 所		郵便番号	
氏 名	生年月日	明・大・昭 年 月 日	
最終 学校名	卒年月日	昭和 年 月	
現在の 就業先	調理経歴	昭和 年 月	から 月まで

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条第1項の規定により、  
昭和50年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

昭和50年8月8日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者
- (2) 宅地又は建物の取引に関し2年以上の実務の経験を有する者
- (3) 知事が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認  
めた者

2 受験申込手続

- (1) 申込受付期間  
昭和50年9月1日（月）から昭和50年9月12日（金）まで
- (2) 申込みの方法

ア 申込関係用紙の請求先及び提出先

鳥取県土木部建築課、鳥取県倉吉土木出張所又は鳥取県米子土木  
出張所

イ 提出書類

ウ 受験申込書

エ 受験資格があることを証明する書類（卒業証明書、検定合格証  
明書又は宅地建物の取引に関し2年以上の実務経験を有すること  
を証明する書類等）

- (ウ) 写真1枚(申込み前3か月以内に撮影した正面無帽上半身の刺型のもの)
- (エ) 返信用切手をはり、あて先を明記した封筒
- (3) 受験手数料
  - 申込書の所定欄に受験手数料として1,000円の鳥取県収入証紙を必ずはること。この場合、消印しないこと。
- 3 試験の期日、場所及び携行品
  - (1) 試験期日
    - 昭和50年10月26日(日曜日) 13時から15時まで
  - (2) 試験の場所
    - 鳥取市東町二丁目112番地 鳥取県立鳥取西高等学校
  - (3) 携行品
    - ア 受験票
    - イ 鉛筆、小刀、消しゴム等筆記用具
- 4 試験の内容及び方法
  - 宅地建物取引業に関し必要な知識について、筆記試験により行う。
- 5 合格者の発表
  - 昭和50年11月中旬に鳥取県公報に公告するほか合格者に通知する。
- 6 その他
  - (1) 受験票は、鳥取県土木部建築課において受験番号を記入し、9月下旬に申込者に送付する。
  - (2) 受験申込後に住所その他に変更があつたときは、直ちに鳥取県土木部建築課へ文書で通知すること。
  - (3) 受験票のない者は、受験できない。

- (4) 関係法令集は、試験場では使用できません。
- (5) 詳細については、鳥取県土木部建築課、鳥取県倉吉土木出張所又は鳥取県米子土木出張所に問い合わせること。

昭和50年度鳥取県警察官採用試験について、次のとおり公告する。

昭和50年8月8日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

この試験は、鳥取県警察本部又は鳥取県内の警察署に勤務する鳥取県警察官(巡査)の採用試験です。

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
警察官(A)	約 15 名	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序維持の任務に従事します。
警察官(B)	約 15 名	

2 受験資格

(1) 学歴、年齢及び性別

試験区分	学 歴	年齢及び性別
警察官(A)	学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は昭和51年3月31日までに卒業見込みの者	昭和28年4月2日から昭和38年4月1日までに生まれた男子
警察官(B)	上記以外の者	

(2) 受験できない者

次のアからオまでのいずれかに該当する者は、受験できません。

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 禁治産者及び準禁治産者
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- オ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 第1次試験

(1) 試験科目

試験科目	試験区分	試 験 内 容	試験時間
教養試験	警察官(A)	警察官として必要な一般的知識(人文科学、社会科学及び自然科学の知識)及び一般的知能(文章理解、判断推理、数的処理、資料解釈等の能力)について大学卒業程度に より行います。	択一式 2時間
	警察官(B)	警察官として必要な一般的知識(国語、社会、数学、理科、英語等の知識)及び一般的知能(文章理解、判断推理、数的処理、資料解釈等の能力)について高等学校卒業程度に より行います。	択一式 2時間

論文(作文)試験	警察官(A)	警察官(B)	試験時間
	警察官として必要な思考力、構成力等について、論文試験を行います。	警察官として必要な文章による表現能力等について、作文試験を行います。	
適性検査	共 通	職務遂行上必要な素質及び適性について行います。	1時間
身体検査	共 通	職務遂行上必要な身体を有するかどうかについて行います。なお、検査項目及び合格基準は、次のとおりです。	

(2) 身体検査の項目及び合格基準

検査項目	合 格 基 準
身長	160cm以上であること。
体重	47kg以上であること。
胸 囲	78cm以上であること。
視 力	両眼とも裸眼視力が0.6以上であること、又は裸眼視力が0.1以上で、かつ、きょう正視力が1.0以上であること。
弁色力	完全であること。
聴 力	完全であること。

その他 身体に奇型その他異常がないこと。

(3) 試験日時及び試験場

試 験 日 時	試験地	試 験 場
昭和50年10月19日(日)	鳥取市	鳥取市東町二丁目112
受付時間 8時10分から8時35分まで		鳥取県立鳥取西高等学校
試験開始 8時45分から	米子市	米子市錦町一丁目103 鳥取県立米子西高等学校

(4) 第1次試験合格者の発表

昭和50年11月上旬に鳥取県庁本庁舎1階掲示板に掲示します。  
なお、合格者には書面で通知します。

4 第2次試験

第2次試験は、第1次試験の合格者に対して行います。

(1) 試験種目

ア 口述試験

主として人物について、個別面接による試験を行います。

イ 身体精密検査

胸部疾患、性病等の伝染性疾患その他の疾患の有無について行います。

ウ 体力検査

警察官としての職務遂行上必要な体力を有するかどうかについて行います。

(2) 試験日時及び試験場

昭和50年11月中旬に鳥取市において行いますが、詳細については、第1次試験合格者に書面で通知します。

5 身上調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否その他について行います。

6 最終合格者の発表

昭和50年11月下旬に鳥取県庁本庁舎1階掲示板に掲示します。  
なお、合格者には書面で通知します。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、採用候補者名簿に登載された上、鳥取県警察本部長からの請求に応じて成績順に提示され、そのうちから採用者が決定されます。

なお、採用は、昭和51年4月の予定です。

(2) 採用決定後は、鳥取県巡査に任命され、巡査見習生として鳥取県警察学校に入校し、試験区分の警察官(A)にあつては6箇月間、警察官(B)にあつては1年間初任教育を受け、終了後は巡査としてそれぞれ勤務地に配置されます。

(3) 給与は、原期として下表のとおり支給されますが、学校卒業後一定の経験年数がある者は、下表の額に一定額が加算されます。  
なお、給与は、その後は定期に昇給します。

学 歴	入校時の給料月額
大 学 卒	79,400円
短 大 卒	73,600円
高 校 卒	68,400円



また、上記給与のほかには諸手当として、扶養手当（配偶者5,000円、配偶者以外の扶養親族のうち2人まで1,500円（配偶者のいない職員は扶養親族のうち1人3,500円）、その他の者400円）、期末・勤勉手当（1年間に給料月額等の約5.2月分）、通勤手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。そのほか、制服その他必要な被服も貸与されます。

(4) 採用後は、だれでも実力次第で管区警察学校又は警察大学校に入校して、幹部としての教育を受ける機会を与えられ、上級の警察官へ昇進する道が開かれています。

(5) 柔道又は剣道の有段者は、現職警察官に対する柔道又は剣道の指導を担当する術科指導員となる道が開かれています。

8 受験手続及び受付期間

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務課又は鳥取県内の各警察署、警察官派出所若しくは警察官駐在所で交付します。郵便で申込書を請求する場合には、封筒の表に「警察官申込請求」と朱書き、あて先明記の25円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要な事項を記入のうえ押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出してください。郵便による場合は、封筒の表に「警察官受験」と朱書きしてください。

なお、受験票は後日郵送しますから、受験票の「郵便はがき」に住所、氏名及び郵便番号を記入し、10円切手をはってください。

(3) 申込受付期間

昭和50年8月20日（水）から昭和50年10月9日（木）まで受け付けます。

なお、郵便による申込みは、10月9日（木）までの消印のあるものに限り受け付けます。ただし、特別の事情のある者については、第1次試験当日各試験場において受け付けます。

申込書の記載事項に不備のある場合は、申込書を返送することがありますから、受験手続には十分注意してください。このために生じた申込みの遅延については、一切責任を負いません。

9 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局で受け付けます。

(2) 郵便による問い合わせの際には、あて先明記の25円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。